

最初に、議席9番、内海和子君。

〔9番 内海和子君登壇〕

○9番（内海和子君） 皆様、おはようございます。本日は一般質問の事前に通告といたしますか、公表ということで、皆様大勢の傍聴者の方においでいただきまして、本当にありがたいと思います。5名の者が午後も行いますので、どうぞ最後まで傍聴していただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、9番の内海和子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

民主党代表選のさなかとなりました9月議会でございます。マスコミの報道に翻弄されそうな日本の政治状況となっております。国民の政治に対する不信感はなかなか一掃されそうにありません。国民不在の政権争いは、いつか来た道という思いにとらわれます。ようやく政権交代がなされたというのに、その命が風前のともしびというのもまことに情けないことです。せめて地方から日本を元気にしていくよう、微力ながら女性の視点でのまちづくりを提案していきたいと考えております。よりよい境町構築の一翼を担えればという思いで質問させていただきます。

第1の質問は、町の交際費についてでございます。ここ数年、市民オンブズマンいばらきの指摘もありまして、町の交際費を注視しておりました。当初は支出基準もなく、私が調べた範囲では、支出先の45%が総会や懇親会等の会費などというもので、予算額も年間228万円ということでした。現在では、行政改革などの見直しで185万と減額されております。しかしながら、この金額は、人口約14万の古河市でも180万であるのを見ますと、境町規模で果たして妥当な金額なのか疑問です。同じ規模の自治体である八千代町でも185万であるのでよいと思われているのかもしれませんが、使用するお金は大切な公金である以上、少しでも削減していくのが行政に携わる者としての努めではないかと考えます。ちなみに、予算額として五霞町で85万、利根町では50万、大子町では150万、坂東市でも195万となっております。今年度のオンブズマンの調べによりますと、我が境町は75.8%が総会、懇親会、祝賀会等の会費となっております。古河市でも73.4%、八千代町53.5%、五霞町で12%、利根町で48%、大子町で43.4%、坂東市では34.9%となっております。これらの内容をもっと精査することによって縮減は可能と考えますので、さらに削減していくお考えはないのかお聞きいたします。

また、古河市や坂東市では、毎月の交際費をホームページ上で公表しています。情報公開の時代です。境町でも公開して、住民の声を聞くことも大事なのではないでしょうか。そう難しいことではないと思いますので、ネット公開を検討すべきときだと思いますが、いかがでしょうか。

3点目としましては、この交際費は教育委員会、農業委員会、消防団でも計上されておりますが、慶弔費や懇親会などで重複して支出していないかということでございます。来賓などで町長や教育長、あるいは農業委員長、消防団長など同時に招待されたり、お悔やみに行く場合もあると思います。そのようなとき重複して支出しているとしたら、それはちょっとおかしいのではないのでしょうか。お財布は同じ境町なので、もし重複支出があるとするなら速やかに改善していただきたいものです。

お考えをお聞きします。

次に、福祉関係でございます。先ごろ伺ったところによりますと、ある女性が2人目の妊娠で育児休業をとったところ、休暇で家にいるのだから、1人目のお子さんは預かれないと断られたということです。法律がそうなっているということですが、出産のときなどどうやって子供の世話ができるのでしょうか。男性が育児休業をとれる状況なら何とかなるかもしれませんが、男性の育児休暇は権利としてはあっても、まだまだとりにくい状況です。女性が働き続けながら育児をしたいと考えているのに、これでは少子化の施策に反するものではないでしょうか。町長は子育て支援策を重点目標として推進していらっしゃいますが、これは矛盾しているのではないのでしょうか。

また、パートで勤めている女性が預かり保育で預けていたところ、延長保育は認められないと言われ、困ったという話も聞きます。通常のお勤めの方には延長が認められているのに、おかしいのではないかと嘆いていました。さまざまな法的な制約はあるのかもしれませんが、この少子化の時代に働きながら子育てしたいという方々の意思は尊重されるべきです。この町に生まれ、結婚してもこの町にとどまろうとしている若い世代の育成は本当に大切です。境町としての独自の施策をお考えいただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、ことは大変暑く、各地で熱中症にかかる方がふえました。特にお年寄りが被害に遭っていましたが、境町での状況はいかがだったのでしょうか。早朝や真夜中に救急車のサイレンが聞こえますと、もしかして熱中症かしらと気になった次第です。どのくらいいらしたのか、大事に至らなかったのかお聞きいたします。

また、このごろは都会ほどではありませんが、お一人の生活者がふえています。人知れず亡くなっていたということもありますので、おひとり暮らしの方への配慮も行政としては欠かせないものと思います。お年寄りの方はもちろんですが、お連れ合いに先立たれた女性たちも多くなりました。その方たちが孤立しないよう、気楽に立ち寄れる相談窓口などあると心強いのではないのでしょうか。独居老人対策、民生委員制度などは充実しているのでしょうか。的確になされているのかお聞きいたします。

3点目といたしましては、教育関係でございます。文化村にありますサッカー場ですが、雨が降った後の試合のときは水たまりの整備をしてから行うので大変だと言われております。本日ここに、ちょっと私持ってまいりました。これがそうなのです。これ私、雨が降った当日の夕方に写したもので、本来ならもう全部水たまりなくなっているのもいいと思うのですけれども、各所にあったということで、本当にこれではちょっとやるのが大変かということで、今お聞きしております。

確かに私も、雨上がりの後に夕方行ってみましたところ、数カ所に結構な水たまりができていました。時間がたってもこの様子なので、利用者が愚痴を言うのも無理ないと思った次第です。かつては芝を植えて整備したサッカー場ですが、芝は後の管理が大変ということで、利用者も芝は望んでいないようです。ただ、地区大会や土日の練習など、かなり利用されているということですし、ス

ポーツを通しての青少年の健全育成は大事と考えるので、せめて水はけがよくなるよう整備できないものでしょうか。

以上、3項目8点につきまして誠実なご回答をお願いいたします。

○議長（木村信一君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

〔町長 野村康雄君登壇〕

○町長（野村康雄君） 皆さん，おはようございます。内海議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

また，傍聴者の皆さんには大変お忙しい中，このように大勢傍聴に来ていただきまして，町の情勢を少しでも知っていただくという意味では大変ありがたく感謝を申し上げる次第であります。しばらくの間猛暑が続いておりますけれども，それぞれ健康に十分注意をしていただきたいと，このように思っております。

議員さんのご質問でございます町長交際費についてお答えをさせていただきます。交際費は，町の行政執行を円滑に進めるため，あるいは町の利益のため，町長や副町長が外部との交際・交渉を行うための経費でございます。具体的には町長等が町を代表して懇談会などに出席する際の会費，お祝い事，あるいは行政の推進に功績のあった方のご不幸等に対し，相手方との信頼関係や友好関係の維持増進を目的として，社会通念上妥当な範囲内において支出をさせていただいているというのが現状でございます。

まず，1点目のさらに削減する予定はないかとのことでございますけれども，平成21年度の決算額は157万円であります。10年前と比較しますと半分以下になっております。たしか370万ぐらいだったと思いますから，10年前からですと半分以下，さらに5年前と比較しても34%削減をさせていただいております。このように徐々に，無駄というのはないのです。正直言って，交際費に私，無駄というのはないと思っていますから。ただ，出さなくて済む場所は極力減らしていこうと，こういう心構えで努めさせていただいているところであります。

ただ，住民ニーズが多様化する中で，住民との対話，これは私を含めて職員でもありますけれども，あらゆる機会に住民との対話をする機会というのは私は必要だと思っております。なぜならば，総会とか，あるいは懇談会とかという席があることによって，そこにご招待をいただいて行ってお話をし，その後懇親会をやってということは，非常に心が打ち解けて，いろんな話を聞く機会ができますし，住民の皆さんも非常に意見が言いやすいと。そういう機会がありますので，そういう席はやはりどんどん出席するべきであろうと私は考えておりますので，そういう経費については今後とも，もう積極的に出席をさせていただくと。こういう考えでおりますので，よろしくご理解をいただきたいと思います。

ただ，使い道でありますけれども，私どもの使い道は今冠婚葬祭，これ職員にも一切出していませ

ん。私職員の結婚式にお呼ばれしても、自分のお金で全部行っています。お葬式もそうであります。自分のお金で行っています。ですから、そういうふうなものは省かせていただきますけれども、町の団体とか、あるいは町のいろんな行事、そういうものについては、やはりこれ最大体1万円ぐらいだと思いますけれども、懇親会がある場合には、やはりこれ町の代表として行くわけですから、町の交際費を使わせていただいて、これは1万円使えば、それなりの有効なものをつかんでくるというのが私の使命であろうと思っていますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。ただ、徐々に節減できるものは、これ節減してまいります。その辺のところは、議員さんにもぜひご理解をいただきたいなと思います。

次に、ホームページ上に公開する予定はないかということでもありますけれども、これは何の問題もありません。公開いたします。公開して問題があることは何にもありませんので、公開するべきということであれば、公開をさせていただきたいと思っております。

次に、3点目の教育委員会、農業委員会、消防団などの交際費と重複はしていないかということでもありますけれども、これそれぞれ立場の違う形で行っておりますので、同じところに行ったときに重複してお祝いを持っていくということとはございません。ですから、教育長は教育長だけで出なければならない席、そのときは教育長が持っていきますし、私が出るということもありません。一緒に出る場合は、私だけが持っていけば、これ町を代表しているわけですから、そういう形でやらせていただいていますので、重複して支出するというとはございません。

いずれにいたしましても、これ貴重な財源を使わせていただくわけですから、透明性はもちろん、だれに聞かれてもこういうことですよと説明のできるようなもの以外は一切使用していませんので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 10年前に比べたら半分ということで、本当に努力していらっしゃるのわかりますけれども、しかしながらこの中身をちょっとよく見てみますと、会費やむを得ないとおっしゃいますけれども、例えば趣味の会とかチャリティーショーなどのものはいかがかなというような気はいたします。

それと、金額が古河市や何か見ますと、最低二、三千円から1万円ありますけれども、平均すると多分5,000円ぐらいだと思いますので、境町の場合はどうもその会費の額が、平均すると7,000円ぐらいになるのでしょうか。1万円というのが結構多いかなと思いました。それは坂東市も同じで、やはり多かったので、そういう金額もそうなので、やはり大切な公金という考えのもとに、なるべく最小限に抑えていただければありがたいかなと思います。

社会通念上許されるというふうにおっしゃいますけれども、やはり社会通念というのも時代とともに多少変わってくると思います。今やはり格差社会と言われていて、いろんな考えの方がいっぱいお

られますので、やっぱりそういう方の少数意見ではあっても取り上げていくという、そういう気持ちも大事なのではないかと思いますので、その点もう少し改革をお願いできればなと思います。

それから、ホームページ上に公開、これはもうしていただければありがたいと思います。公開したからといってどうかなというのがありますけれども、しかし皆様が見ていただければ、やはりまた意見のある方もいっぱいいらっしゃると思いますので、そういうことのためには大変いいかなと。既に古河市とか坂東市はもちろんやっています、毎月出ています、かなり出ていましたね。本当に古河市なんか18年度からやっておりました。でも、ただし規模が大きいせいでしょうか、月20万から30万出ているときもありましたけれども、坂東市の場合もやはり19年からでしたか、始めておりますので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

それでは、趣味の会とかチャリティーなどへはいかがなのでしょうか。

○議長（木村信一君） 答弁求めますか。

○9番（内海和子君） はい。

○議長（木村信一君） では、ただいまの質問に対し、答弁求めます。

町長、野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 金額の多いか少ないかということになってきますと、その時々場所によると思うのですが、会合だけの場合だったら、私これからなくそうかなと思っています、正直申し上げまして。宴会を伴うときとなりますと、これは相手も経費がかかりますから、それに応じた金額を持っていかなければいけないと思っています。先ほど申し上げましたように、最高で1万円の話でありますから。

〔「最高ですわね」と言う者あり〕

○町長（野村康雄君） ええ。もうそれ以上持っていつているところはほとんどありませんので。1泊で旅行招待されて1万円持っていつて、余り威張っていける状況では正直言ってないのです。こういうものも社会通念上の話でいくと、むしろ少ないかなと私は思っています。でも、これはお呼ばれしていくわけですから、1万円で行かせていただいて勘弁していただいているのですけれども、そういうものも含めて、社会通念上世の中変わるとおっしゃいますけれども、私はこの社会通念上のおつき合いというのが、今どんどん地区でなくなってきているのです。そういうものが荒廃した世の中を、さらに生み出していくというおそれがあるということを危惧しております。実を言いますと、お金の問題よりも。やっぱり地域というのは地域のコミュニケーション、地域のつき合いというのがやっぱりそれなりに、何かあったらお金でなくて地域としてのおつき合い、助け合いというのがないと、私はこれからいけないのではないかと思いますので、そういう意味では、その交際費というのも、そういう中での潤滑剤の役割をしているということをご理解していただければ、多い少ないの問題は、これどうにもなりませんので、だれが多い少ないと決めるかということになりますから、ただ私は社会通念上、最小限のものはこれからも交際費としてやっぱり使わせていただくと

いう方針ではございます。ただ、議員さんおっしゃるように、無駄なお金は一切使わないと、これだけはお約束をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 質問ではありませんけれども、すべての交際費というものがなくてもいいのではないかという極端な論をおっしゃる方もいるぐらいなので、やはり公金、自分のお金ではないのだということのもとに精査して使っていただければありがたいなと思いますので、今後も削減の方向をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（木村信一君） 要望でよろしいですね。

これで1項目についての質問を終わります。

次に、2項目に対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 鈴木 孝君登壇〕

○民生部長（鈴木 孝君） おはようございます。それでは、続きまして、福祉関係についてとのご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の第2子出産時に育児休暇をとると第1子を預かってもらえないのはなぜかとのご質問でございますが、ご承知のとおり、現下の少子化問題や働き方、暮らし方が多様化する中で、豊かに家庭生活を過ごしたい、そして安心して子供を産み育てたいという需要が大きくなってきたことから、育児休業法が改正されまして、安心して育児に専念できるよう、1年から3年の育児休業期間明け後の就労維持制度が整備され、さらには父親の育児参加を促す制度や子育て期間中の短時間勤務の制度化など、仕事と子育てへの両立支援が進められております。

労働法関係である育児休業法と同様に、児童福祉法においても仕事と子育て支援の両立を図る目的の一つとして、児童福祉施設である保育所の運営が行われており、その入所決定に際しましては、児童福祉法の規定に基づきまして、その児童が保育に欠けているか欠けていないかという状態を勘案して決定するというようになっております。これは、就労や病気などによって日中の子育てが困難な家庭の児童を、家庭の保護者にかわって保育を行うことを明記している児童福祉法第24条の規定に基づく取り扱いによるものでございます。この規定に基づいて、多くの保育所児童の入・退所の取り扱いが行われており、また年齢区分に応じた保育士の配置など、国が示す最低基準を遵守して運営が行われ、児童の福祉を保障するものとなっております。このような厳格な規定・基準によって、巨額の公費を支出して施設を運営し、子育て支援を推進しているところでございます。

ご質問の育児休業制度取得者における取り扱いも、この規定から判断したものであり、育児休業中は日中養育すべき親が家庭にいて保育に欠けない、そういう状態になることから、原則として退所し

といただいているということをございます。そして、この育児休業中に、限りある幼児期の親子のスキンシップを深めていただくということをお願いしているということをございました。

出産・子育てをする方の中には、育児休業制度によって手厚く保護を受ける方がいる一方、制度の恩恵を受けられない方も多数存在いたします。例えば専業主婦の方は、年子で2人目を産んだとしても、現在の児童福祉法の規定では保育所に入ることはできません。育児休業取得者の本ケースのみをもって継続入所を判断するということは、極めて行政の公平性に欠き、制度の恩恵を受けることができない養育者の行政への不満を増大することにもなりかねません。そのような事情があるということもご理解をいただきたいと存じます。

また、現在の取り扱いは、児童福祉法、境町保育の実施に関する条例及び同条例施行規則にのっとり町立の2保育所、民間の2認可保育所で協議して決定し、これまで守ってきたルールでございしますが、仮にご質問のケースでも機械的に継続入所するというルールを採用した場合、認可保育所では収容が可能かどうか最大の課題になると思われまます。また、民間の認可保育所の運営費は国費等を投入するため、場合によってはその国費の目的外使用にも当たる、そのようなおそれがないわけでもございませぬ。

また、昨今の児童の虐待報道にも見られるように、養育放棄、育児放棄なども顕在化している上、家族の介護問題も顕在化するなど社会状況が変わっております。このような状況のもとで、子育てに大きな支障が生じ、児童の保育が困難なケースにおいては、特別な事情がある者として保育入所への誘導も行っているところをございます。さらには、出産後8週間を過ぎて復職がかなわない等就労困難な事情がある場合なども、求職する期間を想定した保育支援なども実施しているところをございます。このようなことから、育児休業を取得した場合であっても、養育者に特段の事情がある場合、または引き続きその児童にとって発達成長に必要と判断した場合は継続入所を認めるなど、必ずしも退所ということにはしておりませぬ。町のこの保育に対する考え方は、先に述べた法と条例規則に基づいた制度によって裏打ちされたものでございまして、その根幹についてはほかの自治体も同様であるというふうにございます。

なお、町では、母親が働いているなど、さまざまな事情により保育を必要とする方には積極的に保育を誘導する一方、児童の年齢やご家庭の就労事情によっては、3歳以上の幼児が入園できる幼稚園などもあわせてご説明をするなど、その児童にとって何が必要なのかを判断して、保護者と向き合っご助言を行っているところをございます。さらには、幼保連携としての認定こども園の推進及び保育定員の増員等を行いまして、施設サービスの拡充により支援体制の強化に努めつつ、町内の2つの民間認可保育所との協議の場を設けまして、ご指摘のような問題を解決すべく今後検討を進めてまいりたい、そのようにございますので、ご理解のほどをお願いいたします。

次に、第2点目のパート勤めの預かり保育延長は認められないのかのご質問でございませぬが、通常の保育サービスを受ける場合、先ほどのご質問同様、国・県指導のもと、保護者の勤務形態、また

は児童の保育環境等をもとに入所を決定しているところでございます。その目的は、働きながら子育てをする家庭への支援及び就労の維持を支援することにあります。一般的な保育時間の考え方といたしましては、働いているご家族が就労を終え、お子さんをお迎えに来るまでの時間が保育時間であり、町の保育所もその開所時間である、これは午前7時半から午後6時半までの11時間でございますが、11時間の範囲内で保育が行われております。パート勤めの方でも、その稼働時間などをもとにお子さんをお迎えいただいているところでございます。また、通常の保育は就労が終わり次第、お預かりしたお子さんを保護者のもとへお返しすることになっておりますが、勤務先から通常時間を超えた勤務を求められたケースや緊急的な勤務などの場合は、保護者と保育所と調整して臨機応変な対応を行っているところでございます。しかし、入所時点の稼働実態と大きくかけ離れた、恒常的にかけ離れた場合などは、再度就労形態の証明などを求めまして、実情に合った保育の実施を行うように努めているところでございます。

このように、保育所では養育すべき方の勤務形態などの実態に即しまして、原則として開所時間内において、お預かりした児童の養育者にかわって児童の健全育成を図り、保護者の支援を図っているところでございます。ご質問のケースにおいても、パートであれ正規の雇用者であれ、保育に欠ける実態がある場合は、その勤務の実態に対応した保育サービスが可能であります。ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、第3点目の境町での熱中症患者の状況はいかがかのご質問でございますが、ことしは本当に例年にない猛暑でございまして、梅雨明けからずっと猛暑が続いております。きのうからですか、台風の影響で涼しくなりました、ほっとしているところでございますが、全国でも熱中症で救急搬送される例が急増いたしまして、死亡される方も多数いらっしゃいました。本町におきましては、6月17日から8月29日までの間に7名の方が搬送されております。年齢別では、60歳以下が3名で、最年少が18歳、また60歳以上が4名で、最高齢が94歳の方であるとのことでした。その程度につきましては、重症が1名、中等症、これは中程度ということでしょうか、中等症1名、軽症5名という状況でございます。なお、坂東消防署管内の搬送総数は8月末で44名が搬送され、死亡者はないということでした。

熱中症の予防啓発につきましては、連日テレビや新聞等で報道されておりましたけれども、当町においても「広報さかい」の8月号に掲載をいたしました。9月に入りましても残暑が厳しく、引き続き熱中症対策の必要があると、そのように判断いたしまして、民生委員・児童委員の方々に担当地域の高齢者の方々の見守りをお願いすべく通知をお願いをしたところでございます。

次に、第4点目のひとり暮らしの方への施策はなされているのか。民生委員制度など充実しているのかのご質問でございますけれども、初めにひとり暮らしの方への施策はなされているのかのご質問でございますが、ひとり暮らしは一般的には高齢者福祉の視点からの質問でないかと思われまますので、境町が現在実施しております高齢者等への生活支援事業について説明申し上げます。

まず、ひとり暮らしなどの生活に不便を感じている高齢者の生活を援助する「軽度生活援助事業」を行っております。対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯等で、日常生活が必要な方に行う事業でございます。そのサービスは掃除、洗濯、買い物などになっております。現在のところ、9人の方がこのサービスを利用しております。

次に、70歳以上の境町在住の方が、医療機関への通院や機能回復訓練施設への通所のために利用したタクシー料金の一部を助成する「福祉タクシー利用助成制度」がございます。利用条件は、利用者本人または家族の方が自動車税等の減免を受けていないこと、また介護保険サービスの乗降介助等を受けていないこととなっております。助成額は1回600円、1カ月3,000円で5回が限度となっております。ただし、人工透析を受けている方については、1カ月1万2,000円で20回が限度となっております。平均月10件程度の申請がございます。

次に、ひとり暮らしの高齢者に配食サービスを行い、安否を確認する「ひとり暮らし老人等配食サービス事業」を行っております。対象者は、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯に属する調理が困難な高齢者等でございます。手づくりのお弁当をお昼に毎週金曜日、月4回自宅に届けしております。現在44名の方が利用されているところでございます。

次に、急病、事故等で援助を必要とする場合に消防署へ通報するシステムを設置する「ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業」を行っております。おおむね65歳以上の単身世帯の方が対象となっております。地域の民生委員さんを通じて申請していただき、高齢者の安全を確保し、不安感を解消するためのサービスでございます。現在118名の方が利用しております。

次に、ひとり暮らし高齢者宅に乳製品を配布し、安否を確認する「愛の定期便事業」を行っております。おおむね70歳以上が対象ですが、緊急通報システムとの併用はできないこととなっております。現在1名の方が利用されている状況でございます。

以上が、現在行っております境町の高齢者福祉サービスの概要でございます。このようなメニューを活用いたしまして、ひとり暮らしのご老人の安否確認、相談事業などを進めているところでございます。

次に、民生委員制度など充実しているのかとのご質問でございますが、民生委員制度につきましては、現在境町には地区担当民生委員44名と、担当の地区を持たずに児童に関する事項を専門的に担当する主任児童委員3名の計47名の方が、高齢者、障害者、児童への支援はもとより、母子・父子家庭や生活困窮者の支援のため、社会奉仕の精神をもって、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、地域住民と行政のパイプ役として活動していただいているところでございます。よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） まず、第2子誕生のときに預けられなかったという例がありましたものですから、そのときには何かほかの民間でしょうか、ところにお願ひすればできないことはなかったのですけれども、できることなら、今預けているところでやっぱり預けたほうが、子供のためには、児童のためには違和感がなくていいのではないかということで、それを望んだわけなのですけれども、それがだめだということで、ちょっとどういうことかなということで今お聞きいたしました。それで、いろいろな決まりがあるということでございますけれども、ただそういう働きながら子育てをするお母さん方、しかも当地で生まれた方なんか結構いらっしゃって、そういう方がい続ける、境町にい続けるということで、やはり貴重な存在ではないかと思ひまして、そういう方のために、そういうときにこそ何か行政がお手伝いできたらいいなという思ひでちょっとお聞きしました。

ですので、町長はよく子育て支援を一生懸命やっていますので、それも子育ての支援の一つになると思ひますし、何よりも子供のことを思ひて、子供がやっぱりどこか、もちろん預かり保育あっちこっち民間でしていますので預けられはすると思ひますけれども、ただあっちへ行ったりこっちへ行ったり子供がさせられるのでは、子供のほうがたまったものではないのかなということで、できたら今せつかく預かっていたところへ延長して預けたいというのが、これ①でも②でもそうだと思いますので、そのところをぜひお酌み取りいただき、運営の方法か何かで境町なりの取り組みができれば、ケース・バイ・ケースになると思ひますが、そしてまた余り数はないと思われまますので、市とは違ひますから。ですので、その辺のところ、境町らしい子育て支援の取り組みということでお願ひできればということで、ちょっと検討をお願ひしたいなということです。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

民生部長。答弁はなるべく簡潔にお願ひします。

○民生部長（鈴木 孝君） それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども説明ありましたが、町内の町立2保育所と、それから民間の2保育所、4つの保育所で協議して現在のルールを、法の趣旨にのっとって厳格に適用するという、そういうルールでこれまでやってまいりました。昨今になりまして、子育て支援という、そういう側面から、もうちょっといろいろなやり方があるだろうといったご指摘もいただきおありまして、そういう意味では答弁でも触れましたけれども、これから4保育所と協議をしまして、できるだけ皆様の需要に合った制度を創設できればいいかなというふうにお願ひしております。これから検討させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対して質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） では、ただいまの件は、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、延長保育の件につきましても、そうケースがあるわけではないと思ひますので、よろし

くお願いしたいなと思います。

それから、熱中症の患者が茨城県で1,159件あったということなので、平均すると26人ということで、果たしてこの境町どのぐらいかなと思ひまして、ちょっとお聞きしたのですけれども、7名の方ですか、ちょっと重病の方がいらしたということで残念ですけれども、この地域にしますと死亡者が3名ということだったのですか。先ほどちょっと、44名中3名がという、違うのですか。ちょっと私の聞き違いですか。

〔「ちょっと違います」と言う者あり〕

○9番（内海和子君） 違うのだったらいいのです。亡くなっていないのでしたらいいのですけれども、本当にことしの夏はひどい猛暑で大変だったと思ひまして、それとこれもう一つこの問題聞いたのは、例えばおひとり暮らしの方がお部屋の中で、何かぐあい悪くなっていたりした場合困るなどか、そういう思いがありましたので、その次のひとり暮らしの方への対応とも連携するのですけれども、そういう意味で、今ほとんどいろんな事業があるということで説明いただいて、それはそれでとてもいいことだと思いますし、もちろんぜひ続けていただきたいわけなのですけれども、そのほかに高齢者でなくてもおひとり暮らしの方とか、特にご婦人の方いらっしゃると思ひますので、やっぱりそういう方も時々民生委員さんあたりが訪問していらっしゃるのかもしれませんが、その辺のところをちゃんとしていらっしゃるのかちょっと疑問になったのです。それで、正直うちのほうの町内でも、ちょっと人知れずお亡くなりになったという例がありましたものですから、そのとき民生委員の方もかなり対応はしていらしたのですけれども、ちょっとわからなかったという状況がありますので、その辺民生委員の方がちゃんとしていらっしゃるという言い方は失礼かもしれませんが、機能しているのかどうかということをお聞きしたかったのですけれども。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（鈴木 孝君） 例えばひとり暮らしの方がいなくなって、発見されずにといった例は全国で本当に数多く、マスコミでも報道されておりますけれども、すべてを例えば民生委員の方に、そういう見守りとか対応をゆだねますと、民生委員さんそのものも、今度は果たしてその負荷に耐え切れるかどうか、ちょっと問題もございます。そういう意味では、それをどうするか。行政だけでも難しいし、民生委員さんだけでも難しい。そういう意味では、地域と協働してそういった対策を進めていく必要があろうかと思ひます。

それから、今回の異常気象の話も先ほど出ましたけれども、今回のような異常気象は、本当にもう災害の一つであると。そういった認識から、単に老人だけではなく、あるいは子供だけではなくて、人の健康に害に及ぼすような大変な異常気象でございました。それから、動物も植物も影響があるような、そのような気象でございましたので、今後は例えばひとり暮らしの老人とか、そういったケースにとどまらず、施策として体系化した事業を打ち立てる必要があるだろうというふうに考えている

ところでございまして、そういったことも来年以降どうなるかわかりませんが、国自身がそういう認識でこれからは私どものほうにいろいろな指示をしていくというふうを考えております。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対して質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） お年寄りではなくて、おひとり暮らしで生活していらっしゃる方に対して、若いお母さん方には、何かそういった集まる場所とかいろいろあるようなのですけれども、そういう方の集まる場所とか、公民館活動などをなされればいいのかもかもしれませんけれども、その方の性格にもよりますから何とも言えないのですけれども、もし今孤立しそうな方がいるとしたら、ちょっとそこを何かしてあげられないかなという思いもありまして、やっぱり相談するところもないような方もいらっしゃるのです、そこはあれですか、相談窓口というのは実際にはあるのでしょうか。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（鈴木 孝君） 例えば生活で困ったこととか、いろいろなことは福祉課でも当然対応しますし、それから社会福祉協議会でもいろいろな相談事業を実施しております。相談がある場合はそういうことで、うちのほうの窓口を用意しておりますけれども、今言われたように1人で生活をして周りとのコミュニケーションもとれていないような方をどうするかは、先ほど言いましたように行政だけでも民生委員さんだけでもなかなか対応できない。それを地域としてどういうふうにするかというのが大きな課題であるというふうに認識しております。大きな課題であるというふうに認識しているということで、それ以上はちょっと今答弁できないのが残念なのですけれども、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

9番、内海和子君。

○9番（内海和子君） 質問ではありませんけれども、確かに今その問題は地域での課題でもあるかもしれませんよね。私たちもやっぱり協力し合うといいますか、見ているというか、そういう相談相手になるとか、そういうことはしていかなければいけないなということで、共通の認識でしょうか、やっぱり課題だということでお願いしたいと思っております。

結構です。

○議長（木村信一君） これで2項目についての質問を終わります。

次に、3項目に対する答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

〔教育長 佐怒賀政守君登壇〕

○教育長（佐怒賀政守君） 続いて、教育問題についてのご質問にお答えします。

文化村のサッカー場は水たまりができて使いにくい。対処できないのかとのご質問でございますが、サッカー場は昭和62年度に建設いたしました。既に23年経過いたしております。この間、降雨によるグラウンドの水たまりなどを防止する目的で、平成11年度に芝生化を図りましたが、グラウンドが1面しかないために養生期間が十分にはとれず、また芝育成用のスプリンクラー設備がなかったこともございまして、保守することができませんでした。現在は土のままの状態になっており、担当係員や利用者が、使用后などにグラウンドをならしてありますが、強風による土の移動や、年間の利用者が21年度におきましては94回、延べ1万6,870人に達するなど使用頻度も高いため、十分にはならし切れていないのが現状です。このため、グラウンド内に凹凸ができ、議員のおっしゃるとおり、天候によりましては雨水による水たまりが生じております。

解決策といたしまして、最も現実的な方法は、凹凸をならし、水はけがよくなるようにグラウンド全体に勾配をつけるのがよいと考えているところですが、予算もかかりますので、費用面を含め、現在検討いたしているところでございます。ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問ありますか。

内海和子君。

○9番（内海和子君） 皆様にも先ほどお見せしたように、こういうふうには雨が降ったとき本当に、これほんの数分しかないのですけれども、あちこち本当にいっぱいありました。降った日の夕方行ったのにこの状態ですから、やっぱり大変かなと思います。

それで、芝生というのは本当に後の養生が大変なので、それは養生、2面ないとできませんということだめですけれども、しかしこれはやっぱり凹凸をなくすことによって何とかもっと使いよくなると思っていますので、芝を張ったりとか、あるいは全面の改修したらすごくお金がかかりますけれども、とりあえず砂とといいますか、土入れて整地ですか、していただいて、とりあえず使いやすくしていただくという分には、それほどお金はかからないのではないかなと思いますので、ぜひ今サッカーブームですか、野球よりも何かサッカー人口のほうが多くなってきたそうでございますから、そういう青少年の気持ちをもっと明るくするためにも、使い心地よいサッカー場をつくっていただけるとありがたいかなと思います。

結構あちこちの町から試合で来るらしいのです。そのとき、何かとても恥ずかしい思いするという方もいらっしゃいましたので、やっぱりそういうところも含めて、せっかく利用されている大事なサッカー場ですので、ほかのものに比べたらさほどの予算は要らないものと思われまますので、ぜひそのところをよろしくお願ひします。町長のほうにもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（木村信一君） 答弁。

- 9番（内海和子君） 要望で結構ですので，よろしく。
- 議長（木村信一君） 要望で結構ですか。
- 9番（内海和子君） はい。
- 議長（木村信一君） これで内海和子君の一般質問を終わります。